

施設総合管理所ほか

清掃業務委託

特記仕様書

令和5年度
岩手県企業局

第1 一般的事項

1 適用範囲

この特記仕様書は、「施設総合管理所ほか清掃業務委託」に適用する。
また、この仕様書は、受注者が遵守しなければならない事項を示すものである。

2 目的

本業務は、施設総合管理所、岩洞第一発電所、岩洞第二発電所、四十四田発電所、御所発電所、北ノ又発電所、北ノ又第二発電所、松川発電所、柏台発電所、高森高原風力発電所変電所・開閉所、早池峰発電所及び築川発電所（以下、「施設」という。）の清掃を行い、設備を良好な状態で保持することを目的とする。

3 業務期間

契約書記載のとおり。

4 作業計画及び報告

受注者は、清掃業務を実施しようとするときは、実施日を事前に協議し、業務実施通知書（様式第1号）を作成のうえ、実施予定日の7日前までに発注者に通知すること。

また、清掃業務を実施したときは、業務実施報告書（様式第2号）を作成のうえ、作業状況及び内容の写真（作業前、作業中、作業後）を添付して速やかに発注者に報告すること。

なお、撮影箇所等については、事前に協議し決定するものとする。

5 施工管理等

受注者は、業務を誠実に実施するとともに、監督職員の指示に従わなければならない。

第2 特記事項

1 業務概要

本業務は、施設の清掃を行うものである。

2 業務実施施設及び所在地

(1) 施設総合管理所	盛岡市上田字松屋敷地内
(2) 岩洞第一発電所	盛岡市日戸地内
(3) 岩洞第二発電所	盛岡市門前寺地内
(4) 四十四田発電所	盛岡市上田字松屋敷地内
(5) 御所発電所	盛岡市繫字下猿田地内
(6) 北ノ又発電所	八幡平市松尾寄木地内
(7) 北ノ又第二発電所	八幡平市松尾寄木地内
(8) 松川発電所	八幡平市松尾寄木地内
(9) 柏台発電所	八幡平市松尾寄木地内
(10) 高森高原風力発電所 変電所	二戸郡一戸町中山地内
(11) 高森高原風力発電所 開閉所	二戸郡一戸町女鹿地内
(12) 早池峰発電所	花巻市大迫町内川目地内
(13) 築川発電所	盛岡市川目地内

3 業務内容

委託する業務内容は、次のとおりである。

- (1) 各施設における業務の種別、実施対象箇所、実施面積及び実施については別表1～15のとおりとする。なお、実施時期については協議により決定する。
- (2) 委託業務の実施方法
 - ア 床面清掃業務
 - (ア) 剥離洗浄樹脂ワックス仕上げ
 - ① 椅子等軽微な什器の移動を行う。
 - ② 床面の除塵を行う。除塵作業は次のいずれかの方法により行う。
 - a 自在箒、フロアダスタ（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
 - b 真空掃除機で丁寧に吸塵する。
 - ③ 適正に希釈した剥離洗剤をモップでむらのないように塗布する。
 - ④ 剥離用パッドを装着した床磨き機で洗浄する。
 - ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。
 - ⑥ 水をまき、床磨き機で洗浄する。
 - ⑦ 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。
 - ⑧ 床全面をモップで3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
 - ⑨ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。
 - ⑩ 樹脂床維持剤の塗布回数は3回とする。
 - ⑪ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

(イ) 表面洗浄樹脂ワックス仕上げ

- ① 椅子等軽微な什器の移動を行う。
- ② 床面の除塵を行う。除塵作業は次のいずれかにより行う。
 - a 自在箒、フロアダスタ（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
 - b 真空掃除機で丁寧に吸塵する。
- ③ 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。
- ④ 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。
- ⑥ 床全面をモップで2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。
- ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は2回とし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りをする。
- ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。
なお、岩洞第一発電所においては指定のワックス（ステイタス同等品）を使用すること。

(ウ) ドライ仕上げ

- ① 椅子等軽微な什器の移動を行う。
- ② 床面の除塵を行う。除塵作業は次のいずれかにより行う。
 - a 自在箒、フロアダスタ（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
 - b 真空掃除機で丁寧に吸塵する。
- ③ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。
- ④ 樹脂床維持剤の塗布回数は1回とし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りをする。
- ⑤ 移動した椅子等什器を元の位置に戻す。

(エ) 機械による表面洗浄（廊下、階段）

- ① 軽微な什器の移動を行う。
- ② 床面の除塵を行う。除塵作業は次のいずれかにより行う。
 - a 自在箒、フロアダスタ（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
 - b 真空掃除機で丁寧に吸塵する。
- ③ 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。
- ④ 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。
- ⑥ 床全面をモップで2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑦ 移動した軽微な什器を元の位置に戻す。

(オ) 表面洗浄（便所）

- ① 軽微な什器の移動を行う。
- ② 床面の除塵を行う。除塵作業は次のいずれかにより行う。
 - a 自在箒、フロアダスタ（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
 - b 真空掃除機で丁寧に吸塵する。
- ③ 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。
- ④ 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。
- ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。
- ⑥ 床全面をモップで2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑦ 扉・便所面台のへだて部分、洗面台、水栓及び鏡を拭く。
- ⑧ 衛生陶器を洗浄する。
- ⑨ 移動した軽微な什器を元の位置に戻す。

イ 窓ガラス清掃業務

- (ア) ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。
 - (イ) ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
 - (ウ) ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。
- なお、高所での作業を伴うため、業務の実施にあたっては十分に安全を確保すること。

4 その他

- (1) 本書において定めのない事項については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書により行うこととし、必要な場合は発注者の指示を受けること。
- (2) 清掃作業に必要な清掃用具、その他消耗品等は受注者が負担すること。
- (3) 清掃の際は、清掃内容及び危険箇所等確認のための作業前打合せを行うこと。
- (4) 現地作業にあたっては、原則として各施設の作業工程毎の作業状況写真（作業前、作業中、作業後）を撮影すること。

なお、施設総合管理所等の窓ガラス清掃業務においては、清掃状況とともに、高所作業車での作業状況及び内容が分かる写真を撮影すること。（高所作業車等も写るようにし、全体が分かるようにすること）

報告書には作業写真を添付することとするが、作業写真の提出方法については両者協議により決定するものとする。

- (5) 岩洞第一発電所における、インクラインへの清掃器具積込みについては、ポリッシャーは倒して積む等、積み荷の高さに注意すること。また、積込み後は当日立会の監督職員等の確認を受けること。

別表1 施設総合管理所 床面清掃業務

(単位：㎡)

実施対象個所		業務の種別		
		剥離洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	ドライ仕上げ
1 F	事務室	281.71	281.71	—
	更衣室	20.09	20.09	—
	湯沸室	2.60	2.60	—
	廊下	57.26	57.26	—
	便所	20.27	20.27	—
	計	381.93	381.93	—
2 F	制御室	—	—	105.63
	機器室	—	—	126.12
	書庫	47.06	47.06	—
	応接室	54.06	54.06	—
	休養室	18.56	18.56	—
	湯沸室	5.58	5.58	—
	廊下	20.13	20.13	—
	階段(1~2F)	22.11	22.11	—
計	167.50	167.50	231.75	
3 F	資料室	192.03	192.03	—
	小会議室	33.00	33.00	—
	大会議室	81.75	81.75	—
	和室踏込	3.08	3.08	—
	湯沸室	5.00	5.00	—
	廊下	51.83	51.83	—
	階段(2~3F)	20.43	20.43	—
計	387.12	387.12	—	
合計		936.55	936.55	231.75
実施		年1回(1回目) 休日	年1回(2回目) 休日	年2回 休日

別表2 施設総合管理所 窓ガラス清掃業務

(単位：㎡)

実施対象個所	開き窓	はめ込窓	実施
1 F	51.77	59.50	年2回 休日
2 F	43.01	42.80	
3 F	64.94	59.27	
計	159.72	161.57	

別表3 岩洞第一発電所 床面清掃業務 (単位：m²)

実施対象個所		業務の種別	
		表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄 (廊下)
B 2 F	発 電 機 室	242.65	—
	放 流 弁 室	—	36.20
	計	242.65	36.20
B 1 F	通 路	50.88	—
	階 段	6.30	—
	計	57.18	—
合 計		299.83	36.20
実 施		年 1 回 平日	

別表4 岩洞第二発電所 床面清掃業務 (単位：m²)

実施対象個所		業務の種別			
		表面洗浄 樹脂 ワックス 仕上げ	表面洗浄 (廊下)	表面洗浄 (階段)	表面洗浄 (便所)
B 1 F	水 車 室	—	54.27	—	
	階 段	—	—	2.61	
	計	—	54.27	2.61	
1 F	発 電 機 室	89.28	—	—	
	キュービクル室	37.65	—	—	
	玄関ホール	7.24	—	—	
	階 段	—	—	7.11	
	計	134.17	—	7.11	
2 F	配 電 盤 室	47.62	—	—	
	バッテリー室	—	—	—	
	階 段	—	—	11.27	
	計	47.62	—	11.27	
屋外	便所(男・女)				6.23
	計				6.23
合 計		181.79	54.27	20.99	6.23
実 施		年 1 回 平日			

別表5 四十四田発電所 床面清掃業務

(単位：m²)

実施対象箇所		業務の種別			
		表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄 (廊下)	表面洗浄 (階段)	表面洗浄 (便所)
B 2 F	廊 下	—	90.40	—	—
	階 段	—	—	21.15	—
	計	—	90.40	21.15	—
B 1 F	廊 下	—	86.36	—	—
	階 段	—	—	7.44	—
	計	—	86.36	7.44	—
1 F	配 電 盤 室	98.88	—	—	—
	廊 下	—	85.08	—	—
	便 所	—	—	—	4.14
	計	98.88	85.08	—	4.14
合 計		98.88	261.84	28.59	4.14
実 施		年1回 平日			

別表6 四十四田発電所 窓ガラス清掃業務

(単位：m²)

実施対象箇所	開き窓	はめ込窓	実 施
発電機室棟	0.12	54.00	年1回 平日
配電盤室棟	11.70	—	
計	11.82	54.00	

別表7 御所発電所 床面清掃業務

(単位：m²)

実施対象個所		業務の種別			
		表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄(廊下)	表面洗浄(階段)	表面洗浄(便所)
1 F	発電機室	—	237.11	—	—
	階段	—	—	13.82	—
	計	—	237.11	13.82	—
2 F	搬入台	—	74.25	—	—
	キュービクル室	162.56	—	—	—
	階段	—	—	7.50	—
	計	162.56	74.25	7.50	—
3 F	配電盤室	82.35	—	—	—
	事務室	73.52	—	—	—
	廊下等	20.82	—	—	—
	便所	—	—	—	9.13
	階段	—	—	6.94	—
	計	176.69	—	6.94	9.13
合計		339.25	311.36	28.26	9.13
実施		年1回 平日			

別表8 北ノ又発電所 床面清掃業務 (単位：m²)

実施対象個所		業務の種別	
		表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄(便所)
1 F	キュービクル室	47.19	—
	発電機室	95.14	—
	便所	—	5.57
	計	142.33	5.57
2 F	配電盤室	71.45	—
	計	71.45	—
合計		213.78	5.57
実施		年1回 平日	

別表9 北ノ又第二発電所 床面清掃業務

(単位：m²)

実施対象個所		業務の種別			
		表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄(廊下)	表面洗浄(階段)	表面洗浄(便所)
1 F	玄関ホール	31.46	—	—	—
	発電機室	41.12	—	—	—
	キュービクル室	26.92	—	—	—
	階 段	—	—	8.40	—
	計	99.50	—	8.40	—
2 F	休憩室	—	19.29	—	—
	配電盤室	15.11	—	—	—
	ホー ル	10.06	—	—	—
	便 所	—	—	—	2.31
	計	25.17	19.29	—	2.31
合 計		124.67	19.29	8.40	2.31
実 施		年1回 平日			

別表10 松川発電所 床面清掃業務

(単位：m²)

実施対象個所		業務の種別		
		表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄(廊下)	表面洗浄(便所)
1 F	荷 卸 室	—	114.91	—
	男子便所	—	—	2.64
	女子便所	—	—	2.76
	配電盤室	54.64	—	—
合 計		54.64	114.91	5.40
実 施		年1回 平日		

別表11 柏台発電所 床面清掃業務

(単位：m²)

実施対象個所		業務の種別			
		表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄(廊下)	表面洗浄(階段)	表面洗浄(便所)
1 F	主要変圧器室	—	105.98	—	—
	便 所	—	—	—	10.72
	階 段	—	—	4.40	—
	計	—	105.98	4.40	10.72
2 F	配電盤室	41.34	—	—	—
	階 段	—	—	9.20	—
	計	41.34	—	9.20	—
合 計		41.34	105.98	13.60	10.72
実 施		年1回 平日			

別表 12 高森高原風力発電所 変電所 床面清掃業務 (単位：m²)

実施対象個所	業務の種別		
	表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄 (廊下)	表面洗浄 (便所)
風除室 (1)	—	5.51	—
風除室 (2)	—	5.51	—
湯 沸 室	3.88	—	—
通路 (監視室側)	13.34		
監 視 室	44.97	—	—
書 庫	8.96	—	—
制 御 室	45.95	—	—
I N V 室	130.36	—	—
蓄 電 池 室	361.65	—	—
倉 庫	—	19.62	—
通路 (倉庫側)	—	8.19	—
便 所	—	—	3.50
合 計	609.11	38.83	3.50
実 施	年 1 回 平日		

別表 13 高森高原風力発電所 開閉所 床面清掃業務 (単位：m²)

実施対象個所		業務の種別			
		表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄 (廊下)	表面洗浄 (階段)	表面洗浄 (便所)
1 F	風 除 室	—	3.68	—	—
	倉 庫	—	4.94	—	—
	電 気 室	126.68	—	—	—
	前 室	1.88	—	—	—
	男子 便 所	—	—	—	1.51
	女子 便 所	—	—	—	2.40
	計	128.56	8.62	—	3.91
2 F	風 除 室	—	2.81	—	—
	倉 庫	77.74	—	—	—
	休 憩 室	—	—	—	—
	休憩室踏込	2.92	—	—	—
	計	80.66	2.81	—	—
階 段		—	—	7.65	—
合 計		209.22	11.43	7.65	3.91
実 施		年 1 回 平日			

別表 14 早池峰発電所 床面清掃業務 (単位：m²)

実施対象箇所		業務の種別	
		表面洗浄(廊下)	表面洗浄(便所)
1 F	休憩室	2.40	—
	主要変圧器室	21.05	—
	廊下	17.64	—
	便所	—	2.75
	計	41.09	2.75
B 1 F	配電盤室	76.36	—
	計	76.36	—
B 2 F	発電機室	91.74	—
	計	91.74	—
合計		209.19	2.75
実施		年1回 平日	

別表 15 築川発電所 床面清掃業務 (単位：m²)

実施対象箇所		業務の種別		
		表面洗浄樹脂 ワックス仕上げ	表面洗浄(廊下)	表面洗浄(便所)
1 F	配電盤室	39.90		—
	大倉庫	16.64		
	廊下	5.88		
	男子便所	—	—	1.98
	女子便所	—	—	1.98
	計	64.62	—	3.96
B 1 F	発電機室	—	126.09	—
	計	—	126.09	—
合計		64.62	126.09	3.96
実施		年1回 平日		

(様式第1号)

令和 年 月 日

岩手県企業局
施設総合管理所長 様

住 所
受注者
氏 名

業務実施通知書

下記のとおり業務を実施しますので通知します。

記

1 業務名 施設総合管理所ほか清掃業務委託

2 実施場所及び実施日

(1)実施場所

(2)実施日 令和 年 月 日

(様式第2号)

令和 年 月 日

岩手県企業局
施設総合管理所長 様

住 所
受注者
氏 名

業務実施報告書

下記のとおり業務を実施しましたので報告します。

記

- 1 業務名 施設総合管理所ほか清掃業務委託

- 2 実施場所及び実施日
 - (1)実施場所

 - (2)実施日 令和 年 月 日

- 3 添付書類
作業状況写真 1式

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

() 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。
 (○) 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		△	
DRAWING	図面		△	
PHOTO	写真		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/〇：__
 - ・2/〇：__